

倫理規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2019年 10月 26日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。

（目的）

第2条 この規程は、会員が行う心理臨床の倫理に関する諸行為について、その適正を期することを目的とする。

2 会員が専門的業務に従事し、研究活動をするに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 本会に、前2条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会の業務）

第4条 委員会は、第1条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、本会の理事長（以下「理事長」という。）の指示の下に次の業務を行う。

- (1) この規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本学会教育・研修委員会への提言
- (3) 理事長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
- (4) その他、委員会が必要と認める業務

（委員会の構成）

第5条 委員会は、本会の業務執行理事の互選により選出の1名と、理事の互選により選出の3名及びその4名によって指名された会員若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選とする。但し、必要により担当業務執行理事を委員長とすることができるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員の再任（連続した任期での就任）は、3期6年を限度とする。

（委員会の運営）

第6条 委員長は、理事長の命を受けて委員会を開催し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。

3 委員会は、出席委員の5分の4以上の賛成により決定を行う。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理し、又は委員長の職務を行う。

（委員会の調査）

第7条 委員会は、理事長から審議を附託された案件について調査を開始する。

2 案件を取り上げる際に、申立人にその旨の通知を行う。

3 案件調査が長期に亘る場合、申立人に適宜経過報告を行う。

4 案件の当事者になった場合、委員はその職を離れなければならない。

5 本会は、倫理案件の取扱い運用内規ならびに研究倫理審査委員会に関する運用内規を、別に定める。

（委員会の報告）

第8条 委員長は、理事長から審議を附託された日から起算して、3ヶ月以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。ただし、資料収集、事情聴取等の調査を要するものはこの限りではない。

2 第4条第3号に定める諮問については、委員長は、理事長への報告に際し、その倫理綱領違反をした者に対してとるべき処分としての嚴重注意、一定期間の会員資格の停止、会員資格の取消し、その他の裁定案を答申するものとする。

（裁定）

第9条 裁定は、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。

2 裁定結果は、適切と思われる形で公表することができる。

（改廃手続）

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。

附 則

1 この倫理規程は2009年4月11日より施行する。

附 則

1 この倫理規程は2013年4月1日より施行する。

附 則

1 この倫理規程は2016年3月27日より発効する。

附 則

- 1 この倫理規程は2019年10月26日より発効する。